総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年総社市条例第26号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由
家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い，本市における家庭的保育事業等の基準を改める必要が生じた ため，関係条文の整備を行おうとするものである。

## 総社市条例第

号
総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
総社市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年総社市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には，当該改正部分を当該改正後部分に改め，改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には，当該改正部分を削り，改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には，当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
| :---: | :---: |
| （家庭的保育事業者等と非常災害） <br> 第8条 略 <br> （安全計画の策定等） <br> 第8条の2 家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の安全の確保を図るため，家庭的保育事業所等ごとに，当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検，職員，利用乳幼児等に対する事業所外での活動，取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導，職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項につ いての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し，当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 <br> $\underline{2}$ 家庭的保育事業者等は，職員に対し，安全計画について周知するととも に，前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 <br> 3 家庭的保育事業者等は，利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう，保護者に対し，安全計画に基づく取組の内容等につい て周知しなければならない。 <br> 4 家庭的保育事業者等は，定期的に安全計画の見直しを行い，必要に応じ | （家庭的保育事業者等と非常災害）第8条 略 |


（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
第11条 家庭的保育事業所等は，他の社会福祉施設等を併せて設置すると きは，その行う保育に支障がない場合に限り，必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第14条 削除

## （衛生管理等）

## 第15条 略

2 家庭的保育事業者等は，家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒 が発生し，又はまん延しないように，職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止 のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）
第11条 家庭的保育事業所等は，他の社会福祉施設等を併せて設置すると きは，必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただ し，保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事 する職員については，この限りでない。
（懲戒に係る権限の濫用禁止）
第14条 家庭的保育事業者等は，利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採ると きは，身体的苦痛を与え，人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 （衛生管理等）

## 第15条 略

2 家庭的保育事業者等は，家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒 が発生し，又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければ ならない。


附 則
（施行期日）
1 この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし，第 14 条の改正規定は，公布の日から施行する。 （自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）
2 令和 6 年 3 月 31 日までの間におけるこの条例による改正後の総社市家庭的保青事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 8 条の 3 第 2 項の規定の適用については，利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって，当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情がある家庭的保育事業者等は，当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において，当該自動車にブザー等を備えない家庭的保育事業者等は，ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

